

農業経営者の皆さまへ

# 平成29年度「障がい者農の雇用モデル支援事業」 モデル事業者を募集します！

(一社)岐阜県農畜産公社(ぎふアグリチャレンジ支援センター)では、農業者等の新たな障がい者の雇用に対して助成する平成29年度「障がい者農の雇用モデル支援事業」の参加者を募集します。

事業の対象となる従業員(障がい者)は、平成29年4月1日～平成29年12月31日の間に新たに採用され、3カ月以上連続して雇用される障がい者の方です。

事業の実施を希望される農業者等の方は、平成29年6月12日～6月30日(必着)までに(一社)岐阜県農畜産公社に必要な申請書類を提出してください。

## 助成内容

### ①障がい者(対象従業員)の賃金助成

対象従業員に支払う賃金の1/2以内の額を助成します。

ただし、対象従業員1人あたりの助成額の上限は90千円、短時間労働者\*の場合は月額50千円とします。

※1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者

### ②職場改善等に要する経費の助成

障がい者を雇用することにより新たに必要となる職場改善(送迎、作業環境・方法の改善、労務管理など)の取組を実施する場合、対象従業員1人あたり月額30千円(定額)を助成します。

### ③障がい者(対象従業員)を補助するアグリトレーナーの派遣

本事業に取組む農業者等は、対象従業員と農業者等との仲介役を行うアグリトレーナーの派遣を要請することができます。

## 募集・助成の期間

募集期間	助成期間
平成29年6月12日～6月30日	平成29年4月1日から平成30年3月31日のうち、全ての助成要件を満たした期間

## 事業参加に当たっての主な要件

！！必ず募集要領にて詳細をご確認下さい！！

### 【農業者等（助成対象者）の要件】

- ①農畜産物の生産（自らが生産した農畜産物の加工を含む。）を行う農業者等であること。  
また、原則として農地の所有権又は利用権を有していること。
- ②対象従業員を3カ月以上連続して雇用すること。
- ③対象従業員を雇用保険、労働者災害補償保険に加入させること。
- ④農業法人にあつては、厚生年金保険、健康保険に加入させること。（対象従業員が季節的業務（4カ月以内）で働く者である場合を除く。）
- ⑤常時10人以上の従業員がいる農業法人にあつては、就業規則を定めていること。
- ⑥過去に雇用に関して法令に違反したことがないこと。
- ⑦本事業と重複する国及び県による助成を受けていないこと。

### 【障がい者（対象従業員）の要件】

- ①身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者のいずれかに該当すること。
- ②当該農業者等と過去に雇用関係がなく、申請日の属する年度において新たに雇用契約を締結したこと。ただし、前年度にトライアル雇用奨励金等の期間後に新たに雇用契約を締結する場合はこの限りではない。
- ③1週間の所定労働時間が20時間以上であること。
- ④農畜産物の生産（自らが生産した農畜産物の加工を含む）に関する業務に従事すること。
- ⑤当該農業者等の代表者の親族（3親等以内）でないこと。

◆事業の詳細については（一社）岐阜県農畜産公社 HP  
（URL：<http://www.gifu-notiku.com>）をご覧ください。

◆事業に関する問い合わせは  
（一社）岐阜県農畜産公社（ぎふアグリチャレンジ支援センター）へ  
（TEL：058-276-4601 MAIL：agri-stock@gifu-notiku.com）